

## 令和7年12月定例教育委員会

### ○ 開催概要

○ 開催日時	令和7年12月25日（木）13時00分～13時58分		
○ 開催場所	県庁22階 教育委員室		
○ 出席者 (委員等)	教育長 柳橋 喜常 教育長職務代理者 舟谷 史朗 委員 庄司 一子 委員 富田 敬子 委員 伊藤 道子 委員 磯部 大吾郎 委員 森 淳一		
(事務局職員)	総務企画部長 川和田 由紀子 学校教育部長 庄司 一裕 総務課長 山本 晃裕 教育企画室長 富樫 仁彰 財務課課長補佐（総括） 青山 勇一 生涯学習課長 増田 啓 文化課長 真木 陽水 私学振興室長 平賀 靖 教育改革課長 鈴木 孝 義務教育課長 山口 英司 高校教育課長 深澤 紀代 特別支援教育課長 仲野 二祐 保健体育課長 高橋 清 生徒支援・いじめ対策推進室長 平山 健治		

### ○ 議案

議題	案件名	担当課	公開・非公開の別
<b>1 報告</b>			
1	次期茨城県教育振興基本計画（いばらき教育プラン）について	総務課	公開
<b>2 専決報告</b>			
専決第2号	茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の専決について	総務課	公開
専決第3号	茨城県指定有形文化財の指定の専決について	文化課	公開
<b>3 議案</b>			

第 46 号議案	茨城県公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する指標の改定について	教育改革課	公 開
第 47 号議案	茨城県文化財保護審議会委員の委嘱について	文化課	非公開

※非公開の議案等については、会議録は公開されません。

## ○ 会議録

### 1 開 会

教育長による開会の宣言後、非公開審議項目について提案し、各委員から了承された。

### 2 議 事

#### (1) 公開審議

発 言 者	発 言 内 容
【報告 1】 次期茨城県教育振興基本計画（いばらき教育プラン）について	
教育企画室長 資料①に基づき説明 (主な質疑・意見等)	
幡 谷 委 員	<p>基本理念が『活力があり、県民が日本一幸せな県』ことでありまして、教育庁の役割というのは非常に大きいものと改めて感じました。</p> <p>資料の中に「担当部局」との記載がございまして、教育庁だけで完結できる問題と、様々な部門、部署で一緒に作業をするというものがございますが、複数の担当部局がある場合には、基本的に記載が上にある部局の優先順位が高いととらえてよろしいのでしょうか。</p>
教育企画室長	おっしゃるとおり、基本的に一番上に掲げられている部局が主な担当、取りまとめの担当部局になります。
幡 谷 委 員	ヤングケアラーのところもそうですが、教育庁も一緒になって盛り込むということですね。皆さん一生懸命プランを練られておりますけれども、あとはP D C Aで、各部局と連携を密にとって、ぜひ実効性のある計画にしていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。
富 田 委 員	<p>いろいろな指標がございますけれども、「全国1位」や「10位以内」という指標が散見されます。ランキングが上がったとしても、全国的に下がっていては、向上したということにはなりませんので、ランキングを指標として使うことには、十分注意が必要かと思います。</p> <p>非常に使い勝手のいい指標だとはわかりますが、どういう仕組みでその指標が構築されているのか、慎重に検討するべきではないかと思います。どういう指標の作られ方をしているのか。本当に私たちが図りたいと思うことが、その指標で図れるのかどうか、少しご注意いただけたらありがたいと思います。</p>
磯 部 委 員	<p>魅力ある教育環境という意味では、各学校の環境を整えてもらうように進めていくということは非常に大事なことですが、この県庁の25階では、カウンター席は勉強してもいいのですが、机の席では勉強してはいけないという規則になっているようなんです。</p> <p>ゲームや寝るのはいいけど、勉強は注意されてしまう。これはどういうことでしょうか。子どもたちが勉強をしたくて県庁に来ている。こういう教育環境を、県庁が「いやそれはダメだよ」と言うのはあまりよくないのかなという気がしていて、常日頃から疑問を感じていました。どういった理由で机の席では勉強をしてはいけないのか、もし説明していただける方がいらっしゃったら、お願ひいたします。</p> <p>足元の県庁で子どもたちがあそこでは勉強してはいけないと広まって</p>

	しまうと、茨城県のイメージとしてもあまりよくないと思います。
教育企画室長	こちら総務部の管財課の所管になると思われまして、申し訳ありませんが把握しておりません。ルールはあると思うのですが、ご意見として頂戴いたします。ありがとうございます。
庄 司 委 員	<p>「日本一、子どもを産み育てやすい県」の「49 妊娠・出産について満足している者の割合」ということで、全国 19 位から 1 位を目指すとされていますが、高みを目指すという意味では私はいいのかなと思います。今後 4 年間の中で、例えば、鹿児島県が 93.5%となっていますけれども、流山もそうですけれども、どのように達成しているのか、そのプロセスをお調べになって、目指していっていただけたらいいのかなと思いました。</p> <p>それから里親に関しましては、全国 32 位から 1 位を目指すとしておりますが、難しそうだなと思ったのですが、何か理由がありますか。</p>
教育企画室長	<p>大変申し訳ないのですが、こちらは福祉部の所管の内容になってございますので、私の方からこの目標設定の是非や適かなどにはコメントしづらいかなと存じます。ご理解いただければなと思います。</p> <p>各部における共通した話になると思うのですけれども、現実の数字も踏まえながら、より高みを目指してというチャレンジングな数字ということで、ご理解いただければと考えております。</p>
庄 司 委 員	被虐待にしても、ヤングケアラーにしても、子どもたちはそういう環境の中で育ってしまっているから、自分からは言えないし、家族もそれが当たり前となってお世話をしていると思うので、やはり先生方がそういう子どもたちに気付いて声をかけることが、子どもたちの教育環境を良くしていく上で非常に重要なと思います。ぜひその辺を含めて県として検討していただけたらありがたいと思います。よろしくお願ひいたします。

発 言 者	発 言 内 容
<b>【専決第2号】</b>	
<b>茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の専決について</b>	
総務課長	資料②に基づき説明
(主な質疑・意見等)	
伊藤委員	技能労務職員とは具体的にどういう方なのでしょうか。
総務課長	代表的には、用務員さんや給食の調理員さんといった方々になります。
審議結果	承認

発 言 者	発 言 内 容
<b>【専決第3号】</b>	
<b>茨城県指定有形文化財の指定の専決について</b>	
文化課長	資料③に基づき説明
(主な質疑・意見等)	

幡 谷 委 員	教育委員会としての指定ということではありますけども、拝見しますと彫刻の指定はこれで166件になっておりまして、指定した後のフォローというのでしょうか。指定された方にはそれなりの保管というか、現状維持する義務が生じるかと思うのですが、その後というか、現状どうなっているかといったところはいかがでしょうか。
文 化 課 長	当然ながら指定した後も適切な保管や活用というところは、県でもフォローさせていただきます。また、県指定になりますと、それに対応した補助事業もございますので、修繕の必要性によっては、補助事業で資金面でもフォローさせていただくといった制度でございます。
幡 谷 委 員	県の大事な財産なので、ぜひよろしくお願ひします。
審 議 結 果	承 認

発 言 者	発 言 内 容
<b>【第46号議案】</b>	
茨城県公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する指標の改定について	
教育改革課長	資料④に基づき説明  (主な質疑・意見等)
幡 谷 委 員	基本的に、これは文部科学大臣が定める指針に沿って改定しているということで理解してよろしいでしょうか。
教育改革課長	はい。
幡 谷 委 員	この「形成期」が5年、「成長期」が6年、「発展・充実期」が12年などあるのですが、根拠みたいなものはあるのでしょうか。人の成長を5年、6年と、そう簡単にはなかなか決められないような気もするのですが。
教育改革課	おっしゃるとおり、例えば、22歳で採用される方や40歳で採用される方など様々ございますので、一概に何年と言うことは難しいもので、こちらはある程度の年限という想定で作らせていただいております。 現状、1年目、6年目、12年目、25年目とこのキャリアステージの頭の部分に、法定研修や基本研修など全員が受ける研修が来るよう設定しております。
幡 谷 委 員	これは現場の感覚と合っているということでおよろしいのでしょうか。
教育改革課	はい。この指標の策定以前、教育公務員特例法が改定される以前は、初任研、5年研、10年研など、1年、5年、10年という研修をやっておりましたが、今は1年、6年、12年、24年ということで、変更になったところですので、その年限の設定としては適当なものかと思っております。
富 田 委 員	ご説明の中で「日本語の習得等に特別な配慮を必要とする児童生徒への支援」という話がありました。この大枠は文部科学大臣が定める指針の改正を受けてということでしたが、今後はどのように想定しているのでしょうか。 そういう特別な支援を必要とする児童生徒に対して、教員が指導していくのか、それとも、ある程度長期的に、外部の日本語を専門とする教授方法を身につけた方に移行していくのか。 現役の先生方はそれをするために教員になったわけではないし、なか

	なか日本語を教えるといつても難しいと思います。ただ、国としての指向性として、現役の先生方にそといった特別な指導方法を学んでいただく方向でいるのか、それとも、専門家を教育に導入していく形で考えているのか。もしわかれれば教えていただけますか。
教育改革課	<p>日本語指導の専門性につきましては、国の方針としても、県教委の動きとしても、外部の専門的な知見を持った方々を積極的に活用していくこうという流れだと承知をしております。</p> <p>そといった中で、今回の指標項目の新設につきましては、県内でも現在2,000名以上の日本語指導を必要としている児童生徒がおりますので、いつ、そといった児童生徒が、例えば自分のクラスにいるという状況が生まれてくるかわからない、誰しもが関わることがあるだろうというところで、そういうことに対応するための一番基本的な部分で「寄り添った支援」ということで今回改定させていただいております。</p> <p>学習指導要領解説では、例えば「ゆっくりはっきり話す」、「児童の日本語による発話を促す」、「絵や図など視覚的支援の活用」といった基本的なことが求められるとされており、先生方に対しては、そういう支援ができるようにし、かつ、外部の専門的な知見を持った方と適切に連携できるようにしてくださいと、そういう指標にしております。</p>
富田委員	<p>教育委員として、学校視察に行かせていただいておりまして、貴重な機会だと理解しておりますが、視察した高校で、理科の先生が日本語を教えていました。とても慣れていて、適切な教え方だと思いましたが、それよりも専門が理科と聞いて驚きました。</p> <p>今後ますますこういった需要が拡大するに当たって、現役の先生方における負荷がかかるのではないかと心配しております。</p>
伊藤委員	全国7,000人に近い教員が、精神疾患で休まれていると新聞で読んだのですけれども、そといった精神疾患は、資料15ページの、どの時期が多いとか傾向はあるのでしょうか。
教育改革課長	先日分析したところ、授業がうまくいかないなど、その辺で悩んでいる20代、30代ぐらいの若い方が多かったと思います。
伊藤委員	その辺の年齢はかなり大変で、おそらく学校の先生は、形成期の1年目から担任を持つということになるわけですよね。精神疾患に陥りやすいような方もいるわけですが、教員の資質向上の前に、辞めないで頑張ってもらいたいという配慮をされているのかと思うのですけれども、どういう支援をされているのでしょうか。
教育改革課長	新規採用教員には指導員的な立場の方が必ず学校について、その先生の仕事や授業のやり方についてサポートしております。また、その仕事以外の悩みも相談できるような相談の窓口を設けておりまして、先日も市町村教委に改めて周知をしたところです。気軽に相談していただける体制にはなっていると思います。
伊藤委員	その新規採用教員に指導される先生というのは、自分のクラスも持っていて、自分も指導などを行うわけですね。そういう意味では、その先生も、若い先生の指導と、自分の仕事とで、仕事が増えている可能性があるのではないかと思うのですが。

義務教育課長	<p>新規採用教員を指導する先生には、校内の支援をする先生と、校外から来る先生と2通りございます。</p> <p>校内の場合は、教務主任など、担任は持っていないのだけれども、学校全体を見渡せるなど、経験を持っている方が支援員という形で新規採用教員の支援に入ります。</p> <p>もう1つは、拠点校指導員や単独講師の指導員という形で、週に1、2回、新規採用教員の経験によって、講師の経験が長ければ2週間に1回ほど校外から来る指導員の方もいらっしゃいます。</p> <p>学校内部の場合には、教務主任など担任を持たない方が大体支援を行っております。</p>
高校教育課長	<p>高校の場合は、新規採用の教員には指導教諭がつきます。加配といった形で、自分では担任を持たない新規採用教員のための指導教諭がつくことになります。</p>
伊藤委員	<p>その対策というのは、最近変化しているのでしょうか。今まで指導する先生はいたと思いますが、20年ぐらい前の2倍ぐらい休んでいる印象ですけれども、それに対して、新たに何かこう工夫されていることはあるのでしょうか。</p>
教育長	<p>より手厚くなっていると思います。もう少し細かく、どういう体制でどういうフォローをしているのか説明してもらえますか。</p>
学校教育部長	<p>高校の場合だと、初任者が複数配置された場合には、1人分加配されまして、その方がきちんと面倒をみております。校内で教科指導の分野の指導をする方、大体は非常勤の講師を措置するのですけれども、非常勤の講師が直接指導するというよりは、学校のベテランの先生が初任者に当たる分を非常勤講師で措置しますという形でフォローをしております。これはこれまでやっておりました。</p> <p>義務教育の学校で若い先生が休職になった事例では、管理職が相当介入して、フォローをしておりました。</p> <p>先生の具合がちょっとおかしくなったという時点で、校長、教頭が部屋に呼んで話を聞き、学年主任を呼んで話を聞くなど、管理職がかなり手厚くフォローしている印象を受けました。それでも休まざるを得なくなったりということで、管理職も非常に残念に思っているという事例でしたので、大分変わってきているのかなと思います。</p>
教育長	<p>研修センターと学校の両方で、かなりきめ細かな体制を整えていきます。</p> <p>初任者の場合、研修センターの研修で、年間を通してかなりの回数をフォローします。</p> <p>学校では、私も古河中等教育学校で、初任者が3人いたときには、教諭は1人フリーで、授業と学校行事、校務分掌も含めて、今現在何をどうしているのかを1人張り付きで面倒見る以外に、それぞれの教科に教科指導の先生がつくるので、初任者3人に対して4人が関わっていました。さらに月1回の校長、教頭とのミーティングを行って、状況によっては養護教諭を含めて、そこで何か困ったことはあるかという体制を整えて、本当にメンタル的にという場合は、すぐにカウンセラーにつなぐということを10年前ぐらいからある程度そういう形にはなってきて</p>

	るところです。 状況が少しづつ変わり、世の中の変化と、保護者対応と細かなところがかなり出てきたので、体制が分厚くなっているところに、そういったところも含めてフォローしているということです。
学校教育部長	よく言われるのが、若い先生が連續で入る学校には年の近い先輩がいるので、話もしやすいのですけれども、あまりそうではない学校にポンっと初任者を入れてしまうと、話す人がいないっていうことがあるので、配置にはとても気をつけています。
教育長	庄司部長が言ったように、校長先生、教頭先生がかなり細かく見てく れているかと思いますが、それでも休職してしまうケースはまだまだある というのが現状です。
森 委 員	この指標の活用のところで、評価への活用ということは書かれてい ないのですが、先生方の評価と評価項目は別にあるのか、そもそも定期的 な評価面談などはしているのでしょうか。
教育改革課長	面談による教員評価、いわゆる人事評価を行っておりまして、その時 に、あなたはここまで求められているといった話し合いの場が持たれる ようになっております。
森 委 員	それはこの指標を活用してということでしょうか。
教育改革課長	そうですね。校長先生は、この指標を参考にしながら、あなたはこの ステージだからこういう資質が求められているというような指導・助言 や資質を伸ばすための研修の受講奨励をしています。
磯 部 委 員	今のご質問と近いのですが、この指標の使い方ですけれども、例え ば、第2期の6年から11年までの人は、ここまで達していないといけ ないという気持ちで見ると、それとも、その人その人で、もうこの人 は右の方までできているなど、どういう使い方をするものなのでしょ う。
教育改革課長	基本的に1つの目安になっているもので、あなたの経験年数だとここ まではできていないといけないという考え方です。それより右に行くに は全然構わないと思います。
磯 部 委 員	ということは、その1つ1つの項目に対して、例えば、「把握してい る」という項目があった場合に、完璧に把握している人はそれほどい ないと思うのですけれども、それに対してA B C Dという形で評価する のか、それとも1か0かで評価するのか。
教育改革課長	人事評価のやり方だと、S、A、B、C、Dの5段階ですが、指標は あくまでも本県の教員に身に付けていただきたい資質能力の目安を示し たものですので、指標の項目1つ1つを直ちに人事評価の対象にするわ けではありません。一方で、身に付けた資質を業務に生かせていれば、 その部分で人事評価に反映されるとはいえます。
審議結果	可決

## (2) 非公開審議

発言者	発言内容
【第47号議案】	
茨城県文化財保護審議会委員の委嘱について	

文 化 課 長	資料（非公開）に基づき説明 (非公開審議の審議内容及び資料は公開されません。)
審 議 結 果	可 決

### 3 閉 会

教育長が閉会を宣言した。